平成２１年（フ）第４８８号
新潟県新潟市中央区附船町１丁目4098番地４ハイムカクイチ307号、住民票上の住所新潟県新潟市中央区四ツ屋町１丁目2966番地　倉田方
債務者　古川　美雪
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９７号
新潟県新潟市中央区鐙３丁目10番15号　第３コーポ青木306号
債務者　佐藤　友男
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０６号
新潟県新潟市東区上木戸３丁目３番46号　パルデンス木戸Ｂ２
債務者　北原　　薫
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０９号
新潟県新潟市南区白根2955番地２
債務者　風間泰知郎
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２２号
新潟県新潟市中央区大島26番地１　グランシャリオＢ棟101号、前住所新潟県新潟市中央区鳥屋野３丁目９番３号　ベロウ蔵402
債務者　石田　絵美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２３号
新潟県新潟市中央区堀之内33番地１　ラフォイアハイツ101号
債務者　田中　美紀
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３７号
新潟市中央区女池西１丁目21番２号　カワサキガーデンタウンＤ棟107号室、住民票上の住所新潟県五泉市土深14番地１
債務者　山崎　正義
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８７８号
名古屋市緑区桃山４丁目201番地　ももやま荘401号
債務者　門川　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８７９号
名古屋市守山区川北町143番地
債務者　マルユウ建工こと　門川　勇次
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３８７号
愛知県知多市八幡字汐海道181番地の２
債務者　めん処浜木綿こと　谷口　末雄
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５５３号
名古屋市名東区社口１丁目1101番地　上社南住宅４棟208号
債務者　井伊谷美子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８０６号
愛知県春日井市杁ケ島町６番地20
債務者　長谷川政幸
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４２号
愛知県大府市共和町２丁目１番地の12
債務者　高木　和廣
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４５号
鹿児島県出水市高尾野町大久保3470番地10
債務者　松元　重成
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第５１４号
新潟市西蒲区巻甲1530番地　第二コーポ真木Ａ棟201号、前住所新潟県燕市吉田水道町３番13号　市営住宅106号
債務者　高倉　通弘
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０４号
新潟県上越市春日新田２丁目22番40号
債務者　飯澤　正明
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１６４３号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地８棟303号
債務者　中山あさ子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係